

平成 30 年度

第 2 回寝屋川市景観審議会

会 議 録

平成 30 年度第 2 回寝屋川市景観審議会

日時：平成 30 年 10 月 2 日(火)

午後 2 時 00 分から

場所：寝屋川市役所本館 2 階

第一会議室

《次 第》

1 開 会

2 景観審議会に報告するもの

- (1) 景観・屋外広告物に関するアンケート調査結果について
- (2) 地元自治会及び関係団体への説明経緯について
- (3) 寝屋川市景観計画変更(素案)について
- (4) 寝屋川市屋外広告物条例の規定による指定区域の追加(素案)について
- (5) 今後のスケジュールについて

3 閉 会

以 上

平成 30 年度第 2 回寝屋川市景観審議会 会議録

- 1 日 時 : 平成 30 年 10 月 2 日 (火) 午後 2 時 00 分～2 時 40 分
- 2 場 所 : 寝屋川市役所本館 2 階 第一会議室
- 3 出席者

委員	会 長 副会長 委 員 委 員 委 員 委 員 委 員 委 員 委 員 委 員 まち政策部長 都市計画室長 まちづくり事業推進津課長	増 田 昇 山 野 高志 坂 口 行洋 井 上 容子 白 川 清司 熊 田 将男 奥野 隆雄 中村 一二三 小 倉 敏路 田 中 和美 大 坪 信幸 竹 本 明 広 桑 原 陽 二 係長 堤 潤 係長 下谷 和生 係長 荒 垣 幸信 主査 窪 田 一平
----	--	--
- 4 傍聴人 0 名
- 5 会議事項 別紙のとおり

(開 会)

【事務局】

お待たせいたしました。

定刻となりましたので、只今より平成 30 年第 2 回寝屋川市景観審議会を開催いたします。本日はご多忙のところ、当審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私は本日、司会進行をさせていただきます、まちづくり指導課開発担当係長の荒垣でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、星野委員より欠席とのご連絡をいただいておりますが、委員 11 名中、10 名の出席となっておりますので、寝屋川市景観審議会規則 第 4 条第 2 項の開催要件を満たしております。

なお、当審議会につきましては、公開となっておりますので、傍聴の希望がある場合は、任意で出入りいただくこととなっておりますのでご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、まち政策部長の大坪より、ご挨拶申し上げます。

【部長開会挨拶】

【事務局】

それでは、本日の資料を確認させていただきます。

まず、平成 30 年度第 2 回寝屋川市景観審議会 次第、

次に、配席図、

資料 1 として、第 1 回景観審議会でご指摘いただいた箇所を抜粋したもの

資料 2 として、景観・屋外広告物に関するアンケート調査結果

資料 3 として、地元自治会及び関係団体への説明経緯

資料 4 として、寝屋川市景観計画変更（素案）

資料 5 として、寝屋川市屋外広告物条例の規定による指定区域の追加（素案）

資料 6 として、今後のスケジュール

資料 7 として、パワーポイント資料

以上でございます。

資料につきましては、事前に配付をさせていただいておりますが、お持ちでない方や、不足等のある方は、お申し出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本日の審議会につきましては、報告案件となっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の会議録については、後日、ホームページ及び市役所情報コーナーにて公開をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、増田会長に議事進行をお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

【会長】

皆さん、こんにちは。寝屋川市は台風 21 号どうだったのでしょうか。被害がいろいろなところに発生しておりまして、お見舞い申し上げたいと思います。

当方の大学のキャンパスも 50 ヘクタールぐらいあるんですけれども、高木が 120 本折れて、その処理に臨時予算を組んでやっと 60 本学生の安全性を確保するところだけを切っても限界がきているような状態です。

大阪府でいうと、寝屋川市も寝屋川公園がございましてけれども、公式に府営公園の中で 3,000 本の木が倒れたと報告をされております。面白いんですけれども、公園事業というのは樹木が倒れたり折れたりしても、災害査定の対象外なんですね。トイレが壊れたり、ベンチが壊れたり、遊具が壊れると災害査定の対象となりますけれども、樹木は災害査定の対象に入らないので、各市町村が単費で災害復旧にあたっているという状況で、街路緑化は景観形成で非常に重要なんですけれども、至るところで高木も要するに緑化を止めた方がいいのではみたいな極論の話に行きかねないので、少し心配しておりますけれどもそのような状況でございます。

幸いにも、台風 24 号はあまり被害も無く過ぎたと思いますけれども、今年は地震があつて、大雨があつて、台風があるという自然災害リスクが高まっていますので、リスク管理については我々も意識していかないといけないと考えております。ありがとうございます。

それでは、只今より、平成 30 年度第 2 回景観審議会を開催いたします。

本日は、報告案件とのことであります。事務局より説明願います。

【事務局】

まちづくり指導課の窪田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料をご覧ください。

次第 2 (1) 景観・屋外広告物に関するアンケート調査結果

(2) 地元自治会及び関係団体への説明経緯

(3) 寝屋川市景観計画変更(素案)

(4) 寝屋川市屋外広告物条例の規定による指定区域の追加(素案)

(5) 今後のスケジュール

について、説明をさせていただいたのち、案件ごとに、ご質問等をお受けしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

只今、事務局より説明が終わりました。

次第 2 はアンケート調査結果や景観計画変更(素案)などを案件ごとに説明したのち、質疑・応答とのことであります。それでは、事務局より景観・屋外広告物に関するアンケート調査結果について説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】

《「景観・屋外広告物に関するアンケート調査結果」について報告》

【会長】

ありがとうございました。「景観・屋外広告物に関するアンケート調査結果」について、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

【委員】

問 4 と問 5 で対象とすべきでないという意見が多くあり問 4 でしたら⑥、問 5 でしたらパーセントとしては問 4 と比べると低いんですが①、⑤、⑧、⑩、⑫などが対象とすべきでないというご意見があるんですけれども、これがどういう理由かっていうのが最

後の問9のところからは推し量れない部分、一部は推し量れるんですけども、推し量れない部分が大半かと思うんですが、市としてはどういう原因だというふうに考えていますでしょうか。

【事務局】

今回はJR東寝屋川駅の周辺ということでございまして、また、用途地域も近隣商業地域ということで商業・業務施設を誘導するような地区になっておりまして、賑わいをつくる場所にもなっており、敷地も限られた中でのことであり、一定自由度のあるものが計画できないとのご懸念があるのではと考えておりますけれども、1件1件個別に丁寧にご説明をさせていただき、景観形成方針や基準であったり、適用除外を含めてご説明する中でご理解、ご協力をいただきたいと考えております。

【会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

はい。わかりました。

【会長】

他にいかがでしょうか。

課題認識はしていただいておりますけれども、屋外広告物条例に関しての数値が5割ぐらいとなっており、内容まで知っているというのが僅かでもう少し周知徹底を行う必要性があるかと思います。もう一つ副会長にもお聞きしたいんですけども、屋外広告物条例について今回の台風のようなものに対して構造基準等があるのでしょうか。

【副会長】

そこまでは踏み込んでいません。

【会長】

事務局いかがでしょう。

【事務局】

高さが4メートルを超えるような広告物に関しましては、建築基準法の中で工作物の確認申請において安全性を確認しますが、それより小さいものに関しましては、屋外広告物条例の方で許可申請時に構造図で止め方等についての図面提出はございますが、細かい構造基準までは定めておりません。今回、台風の影響で看板が飛んでしまうということが発生している状況ですので、改めて管理者の方に維持管理を徹底するように周知していきたいと考えております。

【会長】

わかりました。これだけ強風が吹くと看板が飛んで事故になるというのが結構多いものですからコメントをさせていただきました。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

やはり永いこと住んでいただいている定住者の方が多いので、アンケートの返送率も非常に高い結果となっています。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは次に進めたいと思います。

(2)の地元自治会及び関係団体への説明経緯についてご説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】

《「地元自治会及び関係団体への説明経緯」について報告》

【会長】

ありがとうございました。「地元自治会及び関係団体への説明経緯」について、ご説明いただきましたけれども、いかがでしょうか。

各会長様等からご賛同をいただいたという内容です。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、(3) 寝屋川市景観計画変更(素案)についてご説明をよろしく願いいたします。

【事務局】

《「寝屋川市景観計画変更(素案)」について報告》

【会長】

只今、寝屋川市景観計画変更(素案)について説明いただきましたけれども、表紙に日付を追加しただけとのこととあります。よろしいでしょうか。

1点だけ、パワーポイント資料(18ページ)の会長等からご理解・ご賛同をいただいているという敬語を使うのであれば、会長等の後に様が必要なのではと思いますし、敬称略にするのであれば会長等からご理解・ご賛同を得たというふうになろうかと思えますので、ご理解・ご賛同いただいたを使うのであれば会長様とした方がいいかと思えます。

【事務局】

了解いたしました。

【委員】

寝屋川市景観計画変更(素案)の3ページのところに、⑦と⑭で6ページの図参照、9ページの図参照とありますけれども、これは別のファイルか何かなんでしょうか。

【事務局】

申し訳ございません。こちらは景観計画本体から抜粋したものとなっております、その際のページとなっておりますので修正が必要かと考えております。

【会長】

(寝屋川市景観計画変更(素案))3ページの(2)のところに、特に重点的に景観形成を図る地区、※⑭と連続性のない地区は掲載を省略しています、ということですので今回の打上高塚町周辺景観重点地区に関連している④番、⑥番、⑦番だけを掲載していることだと思うんですね。したがって、6ページ、9ページというのは整合するように修正が必要かと思うんですけどアスタリスクで省略することが明記されていますので、あとは委員がご指摘のとおりです。

【委員】

本体があって、その資料の6ページ、9ページを参照するのかと思いました。

【事務局】

紛らわしい資料で申し訳ございません。会長がおっしゃいましたように今回は掲載を一部省略した景観計画変更を作成しましたが、図参照のページ部分が省略前のものとなっておりますので修正をさせていただきます。

【会長】

前回の審議会からですかね。毎回、毎回変更のないところまで掲載するのを止めまし

ようという話だったと思います。

他にいかがでしょう。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に（４）寝屋川市屋外広告物条例の規定による指定区域の追加（素案）について説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】

《「寝屋川市屋外広告物条例の規定による指定区域の追加（素案）」について報告》

【会長】

ありがとうございました。只今、屋外広告物に関してご説明いただきましたが、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。前回から変更なしということでございます。

屋外広告物の効果は建築物よりも早期に発揮されると思うんですね、対応年数が建築物より短いのですから。但し、周知が５割ぐらいということですからその辺何か考えておられるのですか。

【事務局】

事業者の方や広告物を設置される看板業者の方には一定、周知はできてきたのかなという認識はあるのですが、やはり市民の方に対してこのような条例があるということを知らない方が４７パーセントとなっておりますので、市民に向けた、市民をターゲットとした周知を図っていきたいと考えております。

【会長】

先程見せていただいたコンビニエンスストアの看板或いは、コインパーキングの看板とかをホームページでこのような効果が発揮されていますよ、というのは掲載しているのですか。

【事務局】

現状ではホームページで公開はできてはおりませんが、このような看板事例が増えれば市民の方々にも周知が図れると考えております。

【会長】

市のホームページで屋外広告物や景観形成をクリックしたら、このような事例が出てるといいと思います。或いは、市内のどここの店がこのように変わっているというのがわかるといいなと思います。

【事務局】

所有者にも確認しまして可能であれば公表していきたいと思います。

【会長】

そうですね。やっぱり大分違うと思いますし、かなり品位が高まっていると思います。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、本日の最後の（５）今後のスケジュールについて説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】

《「今後のスケジュール」について報告》

【会長】

ありがとうございました。スケジュールをご説明いただきましたが次回の第３回審議会で諮問・答申になるといことでございます。

何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。現地視察は決まっているのでしょうか。

【事務局】

寝屋南地区景観重点地区の現地視察をしていただこうかと考えております。

【会長】

次回の審議会は現地視察つきとのことでございます。

他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

【副会長】

資料は逆ってしまうのですが資料2の景観・屋外広告物に関するアンケート調査結果において、なかなか100パーセントという数字が出ることは難しいと思うのですが、問5の⑭番の屋上広告物、置き看板を設置する場合周辺との調和に配慮するを対象とすべきが100パーセントというのは我々とすれば非常にいい結果となっておりますが一方、⑬番（玄関口として良好なイメージを形成するよう屋外広告物等の統一感やデザイン向上に努める）は大体同じような質問になるんですが2人の方が反対されていて、それを考えたときにデザイン向上に対しては恐らく反対されているのではないと思いますし、統一感の方は割と調和に近いと思うので、⑬番の玄関口として良好なイメージというところに⑬と⑭に若干差が出ているのかなと感じております。問9の自由記述を見ていても寝屋川市駅とJR東寝屋川駅では違うように感じていたり、東寝屋川駅周辺は地味なイメージとかそういうことも出ていますので、改めてそういった地域性の違いというものをも今日のアンケートの結果から感じた次第です。感想です。

【会長】

やはり、これからの景観行政では地域の特性を活かしながらという非常に重要な指摘ですから、極力地域を呼び込んでそれに適合した成果ということが必要かもしれません。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

今日予定をしておりました案件につきましては、これをもちまして終了することができたと思います。ありがとうございました。

それでは事務局の方にお返しいたします。

【事務局】

閉会に際しまして、まち政策部長であります、大坪よりご挨拶申し上げます。

【部長閉会挨拶】

【事務局】

以上をもちまして、景観審議会を、閉会させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

以上